

令和5年度財政援助団体等監査報告書

(出資法人監査)

I 適用した監査基準

本財政援助団体等監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

II 財務監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

III 監査の対象

1 監査の対象事務

市が出資している法人のうち、地方自治法施行令第140条の7に定められた1/4以上を出資している法人の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

2 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

3 監査の対象団体・所管部署

監査対象団体は、令和4年度決算時点で市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの1/4以上を出資している法人（以下「出資法人」という。）全7団体とした。

財政援助団体名称	所管部署
株式会社 県南環境保全センター	総務部 財政課 市民部 生活環境課
株式会社 TMO大曲	企画部 広報広聴課
株式会社 神岡ふるさと振興公社	観光文化スポーツ部 観光交流課 神岡支所 市民サービス課
物産中仙 株式会社	観光文化スポーツ部 観光交流課 中仙支所 市民サービス課
株式会社 協和振興開発公社	観光文化スポーツ部 観光交流課 協和支所 市民サービス課
医療法人 道真会	健康福祉部 健康増進センター 太田支所 市民サービス課
大曲駅前開発 株式会社	建設部 都市管理課

IV 監査の着眼点

1 出資法人関係

監査の対象となった出資法人の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているかを主眼として監査を実施した。

- ア 事業・収支計画に基づいた経営管理が図られているか
- イ 設立目的（出資目的）に沿った事業が行われているか
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか
- オ 会計経理及び財産管理は適切か
- カ 経営成績及び財政状況は良好か
- キ 定款並びに諸規程は整備されているか

2 所管部署関係

出資金に関する事務手続が適正に行われているか、また、出資法人の経営成績及び財政状況を把握し、指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施した。

(1) 出資金に関する事務手続について

- ア 財務規則第 196 条の規定に基づき公有財産台帳を整備しているか
- イ 出資法人からの通知文書について、適切に処理しているか。また、必要に応じて財政課及び会計管理者へ合議しているか

(2) 出資法人の経営状況の把握について

- ア 取締役会等に報告している決算報告等について、出資法人より説明を受けているか
- イ 出資法人との連絡会議を適宜開催し、出資目的に沿った事業が行われているかなどについて検証しているか
- ウ 令和 2 年度財政援助団体等監査において経営改善指導の強化について意見を出した団体においては、筆頭株主として経営健全化に向けた積極的関与を行っているか

V 監査の主な実施内容

1 経理処理の適正性の確認

支払領収書綴を閲覧し、対象団体の会計規程等に照らして適正な処理となっているかについて確認した。

2 決算諸表の正確性の確認

決算諸表の計数の正確性を確認するため、関係諸帳簿と照合した。

3 経営管理及び事業運営の検証

経営計画の策定状況を確認し、経営計画に基づいた経営管理、事業運営がなされているか確認した。

また、定款・設立目的に沿った事業運営が行われているかを確認し、定款に記載された事業で現在行われていないものについて合理的な理由があるかを確認した。

4 定款等の整備状況の確認

提出された定款等諸規程について、最新の内容に加除されているか確認した。

また、過去の財政援助団体等監査における指摘事項について、改善が図られているかを確認した。

5 所管部署の指導監督状況の確認

出資法人の経営状況を把握し、適切な指導監督がなされているかを確認するため、出資法人

との連絡会議の開催状況等について確認した。

また、令和2年度財政援助団体等監査において経営改善指導の強化について意見を出した出資法人については、資料を提出させるとともに質問などにより、市の関与について確認した。

VI 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

予備監査、本監査ともに監査委員事務局において実施した。

2 日 程

- 9月26日 各課への監査の実施通知
- 10月13日～10月31日 予備監査
- 11月6日～11月17日 監査委員による本監査（対面監査）
- 12月20日 監査結果の報告 監査委員合議
- 12月25日 部長講評
- 1月10日 監査結果報告書の提出

VII 監査の結果

上記IV及びVにより監査した限りにおいて、監査の対象となった出資法人の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿っておおむね適正に行われていると認める。

VIII 監査の意見

1 各出資法人の概要と監査意見

[株式会社県南環境保全センター]

所管部署：総務部 財政課
市民部 生活環境課

出資法人の概要

法人名	株式会社県南環境保全センター		
設立年月日	昭和63年1月27日		
定款記載事業のうち実施事業	1 下水道処理施設の運転管理及び維持管理並びに補修工事 2 一般廃棄物処理施設の運転、収集、運搬及び維持管理並びに補修工事		
資本金（千円）	総額	大仙市出資額	大仙市出資割合
	13,000	5,400	41.54%
市の出資経過	出資(増資)年月日	出資(増資)額	備考
	昭和63年 1月 8日	3,500	旧大曲市出資
	昭和63年11月17日	300	旧中仙町出資
	昭和63年11月17日	100	旧仙北町出資
	平成12年 6月28日	1,500	(財)大曲市開発公社より譲渡

○監査意見

(出資法人)

・証憑書類について

支払領収書綴を閲覧したところ、領収書に宛名が記載されていないものがあつた。証憑書類の適正な整備に努められたい。

(所管部署)

・所管部署の検討について

平成 29 年度の財政援助団体等監査において、法人の主要事業が下水道や一般廃棄物処理施設の維持管理等であることから、これと関連する部署への所管替えを検討するよう意見を出したことを踏まえ、平成 30 年度に財政課から生活環境課へ所管替えされた。

その後、市が法人に管理を委託していた大曲及び中仙の一般廃棄物最終処分場が廃止となつたとして、関係部署での協議を経て、令和 4 年度から再び財政課が所管部署となっている。

しかし、法人の主要事業である一般廃棄物処理施設の維持管理については、市が構成団体となっている一部事務組合が設置する施設に関するものであり、この数年間で特に大きな変更もないことから、平成 29 年度の財政援助団体等監査の意見に鑑み、所管部署の適否について再度検討されたい。

[株式会社 TMO 大曲]

所管部署：企画部 広報広聴課

出資法人の概要

法人名	株式会社 TMO大曲		
設立年月日	平成16年11月1日		
定款記載事業のうち実施事業	1 駐車場、自転車等駐車場の管理運営 2 各種イベントの企画、運営及びチケットの受託販売 3 商店街及び商店の広告、宣伝、イベント等の企画、運営、指導、情報提供 4 書籍、印刷物の企画、制作及び出版、販売 5 商店街施設の維持管理等の業務 6 コミュニティ放送事業 7 放送番組の制作及び販売 8 録音物の制作及び販売 9 広告代理店業務 10 音楽鑑賞教室の経営、放送に関する人材育成等の教育業務 11 通信衛星を使用する電気通信事業 12 家庭用電気製品の販売並びに修理事業 13 インターネットを利用した通信業務、ホームページの企画・制作等		
資本金（千円）	総額	大仙市出資額	大仙市出資割合
	27,000	12,500	46.30%
市の出資経過	出資(増資)年月日	出資(増資)額	備考
	平成16年10月13日	5,000	旧大曲市出資
	平成26年 3月26日	7,500	増資

○監査意見

(出資法人)

1) 証憑書類について

支払領収書綴を閲覧したところ、領収書に宛名が記載されていないものがあつた。証憑書類の適正な整備に努められたい。

2) 個別注記表について

第19期定時株主総会に提出された決算報告書の個別注記表に有形固定資産の減価償却累計額が記載されていなかった。決算書類の適正な表示に努められたい。

(所管部署)

・文書の取扱いについて

企画部長は、法人の取締役となっており、取締役としての業務を行っている時間は大仙市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定により職務専念義務が免除されている。

法人から発出された文書の取扱いについて確認したところ、企画部長に対する取締役会への出席通知について公文書として収受されていなかった。

法人の取締役として従事している時間は、職務専念義務が免除されていることを踏まえれば、関係通知については公文書として取り扱うのが適当と考えられるので、今後は公文書としての取り扱いをされたい。

[株式会社神岡ふるさと振興公社]

所管部署：観光文化スポーツ部 観光交流課
：神岡支所 市民サービス課

出資法人の概要

法人名	株式会社神岡ふるさと振興公社		
設立年月日	平成8年4月3日		
定款記載事業のうち実施事業	1 委託を受けた公営保養施設及び遊園施設等の管理運営業務 2 土地、建物の維持管理に関する業務 3 旅館、飲食店、仕出し店の経営 4 喫茶店の経営 5 食品、清涼飲料水、日用品雑貨等の販売 6 酒類、たばこの販売 7 観光用みやげ品の販売		
資本金（千円）	総額	大仙市出資額	大仙市出資割合
	70,000	60,000	85.71%
市の出資経過	出資(増資)年月日	出資(増資)額	備考
	平成 8年 4月 3日	60,000	旧神岡町出資

○監査意見

(出資法人)

1) 貸借対照表について

貸借対照表を確認したところ、県事業に係る商品券の未換金分である 575, 213 円を通貨代用証券と見做し、現金に計上していた。

商品券の性質及び経理の方法を踏まえれば、通貨代用証券として現金に計上することは適切でないと考えられることから、今後は商品券勘定などの適切な勘定科目に計上されたい。

2) 指定管理料の収益計上について

大仙市神岡交流促進センターの指定管理料について総勘定元帳を確認したところ、市より前払いされた段階で収益に計上していた。

法人が採用している「中小企業の会計に関する基本要領」において、「収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する」とされていることを踏まえれば、市より前払いされた段階においては前受金として計上し、各月の業務履行後に売上へ振り替えるなどの処理が必要であったと考えられる。

今後は、企業会計の原則である実現主義に基づき、適切な時期に収益を計上するようにされたい。

3) 育児介護休業に関する規程について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和3年6月に改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されたことに伴い、育児介護休業に関する規程を改正する必要があるが、改正がなされていなかったため、所要の改正をされたい。

(所管部署)

特記事項なし

[物産中仙株式会社]

所管部署：観光文化スポーツ部 観光交流課
：中仙支所 市民サービス課

出資法人の概要

法人名	物産中仙株式会社		
設立年月日	平成2年9月1日		
定款記載事業のうち実施事業	1 葉草、葉木、燻製たくあんその他の農産物の生産・製造・加工・販売 2 清涼飲料水、タバコ、酒類、医薬品、医薬部外品、書籍及び日用雑貨品の販売 3 巨大兎及び特殊飲料を用いて飼育する豚等畜産物の生産・製造・加工・販売 4 観光用土産物、産地食料品、産地民芸品、工芸品の展示・販売 5 大仙市から委託を受けた「大仙市中仙地域農業総合管理施設」の不動産・建築物の維持管理及び運営の委託業務 6 イベントの企画・立案及び実施		
資本金（千円）	総額	大仙市出資額	大仙市出資割合
	70,000	60,000	85.71%
市の出資経過	出資(増資)年月日	出資(増資)額	備考
	平成 2年 8月27日	10,000	旧中仙町出資
	平成22年12月24日	20,000	増資
	平成26年 1月17日	30,000	増資

○監査意見

(出資法人)

1) 証憑書類について

支払領収書綴を閲覧したところ、領収書に宛名が記載されていないものがあつた。証憑書類の適正な整備に努められたい。

2) 指定管理料の収益計上について

大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理料について総勘定元帳を確認したところ、各四半期の初日に各四半期分の収益として計上していた。

法人が採用している「中小企業の会計に関する基本要領」において、「収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する」とされていることを踏まえれば、市より前払いされた段階においては前受金として計上し、各月の業務履行後に売上へ振り替えるなどの処理が必要であつたと考えられる。

今後は、企業会計の原則である実現主義に基づき、適切な時期に収益を計上するようにされたい。

3) 出資金の減損処理について

貸借対照表に計上されている出資金について確認したところ、電力会社に出資した 10 万円について当該法人の破産手続きが終了しているにも関わらず、減損処理がなされていなかった。

中小企業の会計に関する基本要領に基づき、適切な減損処理を行われたい。

4) 育児介護休業に関する規程について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和 3 年 6 月に改正され、令和 4 年 4 月 1 日から段階的に施行されたことに伴い、育児介護休業に関する規程を改正する必要があるが、改正がなされていなかったため、所要の改正をされたい。

(所管部署)

・文書の取扱いについて

中仙支所長は、法人の取締役となっており、取締役としての業務を行っている時間は大仙市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定により職務専念義務が免除されている。

法人から発出された文書の取扱いについて確認したところ、中仙支所長に対する取締役会への出席通知について公文書として収受されていなかった。

法人の取締役として従事している時間は、職務専念義務が免除されていることを踏まえれば、関係通知については公文書として取り扱うのが適当と考えられるので、今後は公文書としての取り扱いをされたい。

〔 株式会社 協和振興開発公社 〕

所管部署：観光文化スポーツ部 観光交流課
：協和支所 市民サービス課

出資法人の概要

法人名	株式会社 協和振興開発公社		
設立年月日	平成16年11月4日		
定款記載事業のうち実施事業	1 国、地方公共団体及び公共団体が設置する不動産、建築物の維持管理及び運営の受託事業 2 直売所、レストラン、食料品加工施設、公園、グラウンド・ゴルフ場及びスキー場等のスポーツ施設、陶芸等の工芸品・木材加工体験施設等の経営管理の受託及び体験学習指導に関する業務並びに陶芸等の工芸品の販売 3 大仙市から委託を受けて行う保養施設及び観光施設の維持管理及び経営 4 秋田県より委託を受けて行う秋田県立リハビリテーション・精神医療センターの食堂及び売店、理髪店の経営 5 農産物、畜産物、水産物、木製工芸品の加工及び販売 6 飲食店及び喫茶店の経営 7 食料品、清涼飲料水、医薬品、医薬部外品及び日用雑貨品の販売 8 酒類、たばこの販売 9 観光用土産物、民芸品及び書籍の販売 10 イベントの企画・立案及び実施 11 観光に関する情報の収集、提供業務 12 大仙市から委託を受けて行う除雪及び放牧業務		
資本金（千円）	総額	大仙市出資額	大仙市出資割合
	20,000	12,500	62.50%
	出資（増資）年月日	出資（増資）額	備考
	平成16年11月 4日	12,500	旧協和町出資
株式(株)	総数	大仙市所有株	大仙市所有割合
	454	304	66.96%
	取得年月日	取得株数	備考
	平成16年11月 4日	250	旧協和町出資
	平成21年 4月 1日	54	(株)協和リゾート管理公社と合併

○監査意見

(出資法人)

1) 証憑書類について

支払領収書綴を閲覧したところ、領収書に宛名が記載されていないものがあった。証憑書類の適正な整備に努められたい。

2) 指定管理料の収益計上について

協和温泉「四季の湯」の指定管理料について総勘定元帳を確認したところ、市より前払いされた段階で収益に計上していた。

法人が採用している「中小企業の会計に関する基本要領」において、「収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上する」とされていることを踏まえれば、市より前払いされた段階においては前受金として計上し、各月の業務履行後に売上へ振り替えるなどの処理が必要であったと考えられる。

今後は、企業会計の原則である実現主義に基づき、適切な時期に収益を計上するようにされたい。

3) 累積赤字の処理について

令和2年度の財政援助団体等監査において、累積赤字の解消に向けた経営改善計画の策定を検討するよう意見を出しているが、令和4年度末時点で累積赤字は解消されておらず、経営改善計画の策定もなされていない。

累積赤字の原因となっているのは、主に四季の湯部門であり、四季の湯部門の経常損益は令和元年度決算では△11,065千円であったが、令和4年度決算では△10,077千円となっており、依然として10,000千円を超えている。

こうした状況を踏まえ、市は令和5年5月に「公共温泉施設の今後のあり方・方針」（以下「運営方針」という。）を策定し、四季の湯については日帰り温泉を主体とした運営とする方針を示し、令和6年度に利用料金を改定することとしている。運営方針においては、利用料金の改定による増収を約2,880千円と試算しているが、料金改定のみでは四季の湯部門全体の赤字解消には至らないことから、更なる運営の合理化が必要と考えられる。

今後は、運営方針を踏まえ、筆頭株主である市と協議しながら、累積赤字の解消に向けた経営改善計画の策定を検討されたい。

(所管部署)

1) 文書の取扱いについて

協和支所長は、法人の取締役となっており、取締役としての業務を行っている時間は大仙市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定により職務専念義務が免除されている。

法人から発出された文書の取扱いについて確認したところ、協和支所長に対する取締役会への出席通知について公文書として収受されていなかった。

法人の取締役として従事している時間は、職務専念義務が免除されていることを踏まえれば、関係通知については公文書として取り扱うのが適当と考えられるので、今後は公文書としての取り扱いをされたい。

2) 経営改善指導の強化について

上述のとおり、協和振興開発公社は累積赤字が依然として解消されていないことから、市に財政的リスクが及ぶ前に積極的関与が求められる。

今後は、運営方針を踏まえた累積赤字の早期解消に向けた取り組みが必要であると考えられることから、筆頭株主として主体的な役割を果たすとともに中長期の期間を視野においた経営改善計画の策定を強力に指導されたい。

[医療法人道真会]

所管部署：健康福祉部 健康増進センター
：太田支所 市民サービス課

出資法人の概要

法人名	医療法人道真会		
設立年月日	平成24年3月8日		
定款記載事業のうち実施事業	1 診療所の経営 2 附帯業務 (1) 病児及び病後児保育事業(地方公共団体の委託又は補助を受けるものに限る。)		
基金(千円)	総額	大仙市出資額	大仙市出資割合
	21,000	20,000	95.24%
市の出資経過	出資(増資)年月日	出資(増資)額	備考
	平成24年 3月25日	40,000	出資
	平成30年 7月31日	△ 20,000	空調機器改修に伴う返還

○監査意見

(出資法人)

1) 育児介護休業に関する規程について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和3年6月に改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されたことに伴い、育児介護休業に関する規程を改正する必要があるが、改正がなされていなかったため、所要の改正をされたい。

2) 役員報酬のあり方について

法人の役員に就任している市の特別職職員に対し報酬を支給しているが、当該職員の職責及び監査の対象となった出資法人の中で役員に就任している市職員へ報酬を支給している唯一の例であることを考慮すれば、今後は報酬を支給しない方向で市と協議することを検討されたい。

(所管部署)

・役員報酬のあり方について

法人の役員に就任している市の特別職職員に対する報酬については、上述のとおり支給しないことが適当と考えられることから、その方向で法人と協議することを検討されたい。

[大曲駅前開発株式会社]

所管部署：建設部 都市管理課

出資法人の概要

法人名	大曲駅前開発株式会社		
設立年月日	昭和59年10月9日		
定款記載事業のうち実施事業	1 駐車場及び駐輪場の経営		
資本金（千円）	総額	大仙市出資額	大仙市出資割合
	23,000	10,000	43.48%
市の出資経過	出資(増資)年月日	出資(増資)額	備考
	昭和59年 8月29日	10,000	旧大曲市出資

○監査意見

(出資法人)

・証憑書類について

支払領収書綴を閲覧したところ、領収書に宛名が記載されていないものがあつた。証憑書類の適正な整備に努められたい。

(所管部署)

・市出資の妥当性について

法人は、大曲駅西口周辺における駐車場不足に対応するため、第三セクター方式による駐車場運営を行う目的で設立され、これまで花火通り商店街を含む中心市街地活性化に一定の役割を果たしてきた。

しかし、現在の経営は1か所の駐車場運営のみとなっていることや経営状況が安定していることから、第三セクターの形態をとる意義が希薄となっていると考えられる。

こうした状況を踏まえ、出資継続の妥当性に関する検証を行い、市出資の解消による完全な民営化を含む市の関与のあり方について検討されたい。

2 補 足

・第三セクター等への関与に関する指針について

各出資法人への個別意見は、前記1に述べたとおりであるが、現在、市においては、市の出資法人の経営の健全化や当該法人に対する関与に関する指針（以下「指針」という。）を定めたものは存在しない。

総務省は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成26年8月5日付け 総財公第102号 総務省自治財政局長通知）において、指針を策定することが望ましいとしており、多くの自治体においては同通知に基づき指針を定めている。

完全民営化を含む第三セクターに対する関与のあり方や市職員等の法人役員への就任に関する取扱いなどについては、単に所管部署における検討にとどまらず、市として統一した考え方のもとに対処すべき事柄であると考えられることから、市においては、指針の策定について検討されたい。